

平成30年 3月 5日

各 位

会 社 名 株式会社サンオータス
代 表 者 名 代表取締役社長 北野 俊
(JASDAQ コード番号 : 7623)
問い合わせ先 取締役 管理本部長 久米 健夫
T E L 045-473-1211(代表)

弊社子会社におけるコンプライアンス違反取引の疑い及び 第三者委員会設置に関するお知らせ

このたび、弊社子会社においてコンプライアンス違反取引を行っていた疑いが判明いたしましたので、ご報告申し上げます。

弊社グループにおいて、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

コンプライアンス違反取引の疑いに関して、本日開催の臨時取締役会において、下記のとおり平成30年3月5日付で第三者委員会を設置することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. コンプライアンス違反取引の疑いの概要と判明に至る経緯

弊社子会社であるメロポリタンモーターズ株式会社において、新車販売に係る取引に関してコンプライアンス違反の疑いのある事案が生じていることが判明いたしました。

同一顧客において、平成22年頃より20台ほどの販売実績がありました。この度、支払の遅延が発生し、同顧客に対して信販会社より支払の督促を行ったところ、同顧客の代理人より「債務不存在」を主張する旨の通知書が信販会社へ送達されました。信販会社より販売店である同社に対し、販売に至る経緯についての調査依頼があり、社内で調査を開始いたしました。

その結果、同顧客の車両購入の意思が不透明であること、新車を買う替える過程で、注文書とオートローン申込書の記載事項が信販会社との間の契約に即していないのではないかといった疑義、さらに販売プロセスにおける内部統制が機能していたのかという疑念が生じており、会計監査人からも同様な点を指摘されております。

2. 現時点で想定される業績に与える影響額

上述の新車販売取引の中に顧客の購入意思が確認できないと認められた取引が含まれていた場合は、過年度にわたり当社の連結決算に影響を与えます。現在の時点で訂正の可能性のある期間としては平成22年度以降の連結会計期間となりますが、どれだけの連結会計期間に及ぶかは現在調査中であり、金額についても調査中であり、

また、オートローンの組成が販売店である弊社子会社に非があると判断された場合は、貸倒引当金の設定を行うこととなり当社の連結決算に影響を与えます。影響金額は現在調査中であり、

現状では不明な点が多く、顧客・信販会社との権利関係もあり、影響額は流動的であります。

3. 第三者委員会設置の趣旨

弊社は、社内調査を実施しておりますが、独立性が担保された見識の高い人物により、客観的な調査を実施するため、専門家で構成される第三者委員会による調査を実施いたします。

4. 第三者委員会の目的

- ① 当該コンプライアンス違反取引に関する事実関係調査および原因究明
- ② その他同種事項の有無の調査
- ③ 再発防止策の検討・提言
- ④ 過年度決算訂正の必要性の有無およびあるべき会計処理の方法の提言
- ⑤ その他、第三者委員会が必要と認めた事項

5. 第三者委員会の構成

委員長 紺野 晃男(弁護士・横浜ステーション法律事務所)
委員 佐藤 麻子(弁護士・R&G 横浜法律事務所)
委員 信太 元紀(公認会計士・信太元紀公認会計士事務所)

上記の委員選定に際しましては、日本弁護士連合会による「企業不祥事等における第三者委員会ガイドライン(平成22年12月15日改訂)」に沿って選定を行っており、各委員または各委員の所属する事務所と弊社との間に顧問契約その他の利害関係はございません。各委員の略歴については別紙をご参照ください。

6. 今後の対応について

弊社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。第三者委員会による調査の結果、明らかとなった事実関係等につきましては、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。

また、平成30年4月期通期業績予想につきましては、影響額が確定し、修正がある場合には速やかに修正開示を行う予定です。また、現在、調査は進行中ですが、第3四半期報告書の提出期限は本年3月19日であり、調査の進捗によってはその延長申請も含め検討しております。延長申請することを決定した場合には、速やかに開示いたします。

以 上

第三者委員会 委員略歴

委員長 紺野 晃男 (こんの あきお)

2006年 9月 司法試験合格
2007年 12月 弁護士登録(横浜弁護士会)
横浜総合法律事務所入所
2014年 1月 R&G 横浜法律事務所パートナー弁護士に就任
2015年 7月 横浜ステーション法律事務所設立

委員 佐藤 麻子 (さとう まこ)

2007年 9月 司法試験合格
2008年 12月 弁護士登録(横浜弁護士会)
2009年 1月 横浜総合法律事務所入所
2014年 1月 横浜総合法律事務所から分離・独立、
R&G 横浜法律事務所にて名称変更
2015年 2月 同事務所パートナー弁護士に就任

委員 信太 元紀 (しんた もとき)

2001年 10月 監査法人トーマツ入所
2005年 5月 公認会計士登録
2006年 1月 信太公認会計士事務所設立

以上